

# 全中連ニュース

○編集・発行／一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会  
○TEL03(5651)7301 FAX03(5640)6055

○〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町12-4 建設国保会館

## CONTENTS

第11回理事会開催	①
全中連総合補償制度	
4月より募集開始	②
専門工事企業施工能力見える化	③
建設工事標準請負契約	
約款改正	④⑤⑥
石綿飛散防止対策の見直し	⑦
駆け込みホットライン	⑧

## 令和2年度会費 現状据置(月額5,000円)案承認される

# 第11回理事会開催

**事業の2本柱に 建設キャリアアップシステム代理登録申請  
全中連総合保障制度**

2月14日(金)、京都市のTKPガーデンシティ京都において第11回理事会が開催され、建設国保組合員加入促進活動に関する報告に続いて、会費規程をはじめとする諸規程の制定・改訂及び令和2年度事業計画(案)などの審議が行われました。

事業計画(案)においては建設キャリアアップシステムの代理登録申請と全中連総合補償制度の推進、令和2年4月より本格運用が開始される技能者の能力評価制度におけるレベル3取得において重要な資格となる職長・安全衛生責任者教育、そして労務安全対策の推進と、国土交通省・厚生労働省等の情報提供事業の充実等について検討が行われました。

建設業を支える担い手を確保・育成することを目的とする建設キャリアアップシステムは、2019年より5年を目途に正規・非正規・見習い・外国人を含む全ての技能者の登録を目指していますが、保有資格や社会保険加入状況、現場の就業履歴、各種講習の受講など相当量の登録作業が伴います。また、全ての事業者は自社の事業者情報をはじめ、公共・民間、規模と工事内容を問わず全ての工事現場情報について現場と契約情報、施工体制を登録しなければなりません。全中連では、会員サポート事業の一環として、建設キャリアアップシステムの導入における事業者及び技能者情報の煩雑な登録作業の代理登録申請を行い、当事者負担を軽減しようとするものです。また、現場において発生する様々な事故・災害への対応を図り、事業所経営の安定化をサポートする全中連総合保障制度(全中連トータルサポートプラン)は、解体工事業を除く全ての工事業種に対応するとともにスケールメリットを適用した割安な保険料設定となっていることから、会員団体の要望に沿って事務局等が出張説明に伺うなどして、一層の浸透を図りました。

会費規程(案)と令和2年度予算(案)については継続審議となり、後日行われた書面理事会(第12回理事会)において、令和2年度の会費は現状のまま月額5,000円(年額60,000円)に据え置く議案が令和2年度予算(案)と共に承認されました。



# 令和2年4月より募集開始 全中連総合補償制度について

全中連では、会員皆さまの現場において発生する様々な事故・災害への対応を図り、あわせて事業所経営の安定をサポートすることを目的に、全中連総合補償制度（全中連トータルサポートプラン）を損保ジャパン日本興亜株式会社とともに立ち上げ、4月より募集を開始しております。

今年の1月から3月にかけて、複数の会員団体において保険概要の事前説明会も開催いたしましたが、未開催の会員団体がございますので、改めて制度の概要並びに全体的なスケジュールについてご紹介致します。

## ■制度概要

第三者賠償制度	工事中の事故（資材の落下で通行人がケガした等）や引き渡し後の事故（家の壁が崩れて隣家を損壊した等）、現場の資材置き場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。 ①作業対象物補償 1 事故あたりの支給限度額 「1億円」 or 「3億円」 の2プラン ②支給財物損壊補償 元請から支給された資材・部材を補償（自動セット）等 ③リース・レンタル財物の損害を補償（オプション）等
傷害総合補償制度	役員・従業員・臨時雇用・下請負人等が業務中にケガ等を被った場合に、労災認定に関係なく支給します。 ①事業者用プラン 同居の親族以外の従業員を雇用する事業主が加入対象 ②一人親方用プラン 本人のみ、または同居親族のみで操業する一人親方が加入対象
工事補償制度	火災・台風・作業ミス等（自然災害・人的災害）、偶然な事故により工事対象物等に生じた損害を幅広く補償します。 ①建設工事全般に対応（ただし、解体工事業を除く）

## ■今後のスケジュール

4月～	新年度契約募集 下旬頃、募集パンフレットを各会員団体に配布（予定）
8月1日	新年度の補償開始（補償期間は令和3年8月1日まで）
8月1日以降	8月1日以降も中途契約できます（いつでも申込み可） ・補償期間は令和3年8月1日まで ・更新した場合の補償期間は、令和3年8月1日～令和4年8月1日になります ※補償期間は8月1日～翌年8月1日となっています

## ■申込み・お問合せは

全中連事務局（TEL 03-5651-7301／担当：佐藤）までご連絡ください。

# 専門工事企業の施工能力の見える化について

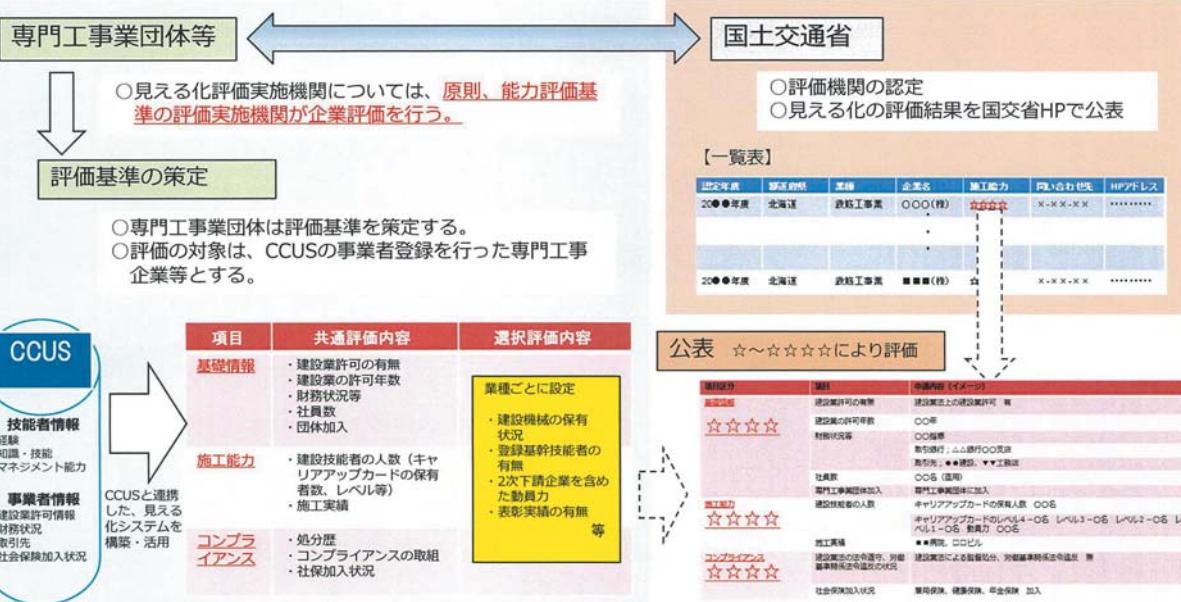
平成31年4月から、技能者の保有資格や就業履歴を業界横断の統一ルールで蓄積する建設キャリアアップシステムの運用が本格的に開始されました。これにより蓄積された情報を活用して技能者を評価する能力評価制度も、同じく昨年度より開始されています。

国土交通省では、建設キャリアアップシステムや建設技能者の能力評価制度を活用し、施工能力の高い専門工事企業が市場において適正に評価されるための環境整備を進める目的として、専門工事企業の施工能力評価を適正に実施するための評価基準の認定や、評価の実施規程の届出等に関する必要事項を定めた「専門工事企業の施工能力の見える化評価制度に関する告示」を令和2年4月1日に施行しました。「専門工事企業の施工能力の見える化評価制度」では、大きく分けて基礎情報、施工能力、コンプライアンスの3項目から評価されます。但し、ここでいう「専門工事企業」とは、建設キャリアアップシステムに登録された建設技能者を雇用する事業者であって、建設キャリアアップシステムに事業者として登録されている企業のことです。

※施工能力における3つの評価項目の具体的な内容は下記を参照。

## 専門工事企業の施工能力の見える化について

- 専門工事企業の施工能力等の見える化（見える化）は、人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、建設技能者の待遇改善や人材への投資が促進され、業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）が熟成されるための仕組みを構築するために行う。
- 評価においては、建設キャリアアップシステム（CCUS）、技能者の能力評価のレベル判定システム等と連携して行う。



## ■ 抜粋

項目	共通評価内容		
基礎情報	・建設業許可の有無 ・建設業の許可年数 ・財務状況等 ・社員数 ・団体加入	・建設業の許可年数 ・団体加入	・財務状況等
施工能力	・建設技能者の数（建設キャリアアップカード保有者数、レベル等） ・施工実績	・建設技能者の数（建設キャリアアップカード保有者数、レベル等） ・施工実績	
コンプライアンス	・処分歴 ・コンプライアンスの取組 ・社会保険加入状況	・コンプライアンスの取組み ・社会保険加入状況	・社会保険加入状況

## ■ 公表 「☆～☆☆☆☆」により評価

以上の項目が建設キャリアアップシステム、技能者の能力評価のレベル判定システムなどと連携して評価されます。また、それぞれの企業の評価結果を国土交通省のホームページで公表することが予定されています。

# 4月1日施行 建設工事標準請負契約約款改正

## 民法(債権法)の改正を踏まえ、建設工事標準請負契約約款改正される

令和2年4月1日に施行された「民法の一部を改正する法律」への対応等として、公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款(甲)、(乙)、建設工事標準下請契約約款の改正部分が4月1日より施行されました（一部は令和2年10月1日から）ので、主な改正点を抜粋して記載します。

### (1) 契約書の記載事項について（四約款共通）

令和2年10月より施行される建設業法の改正（建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律）を受け、工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯を定める場合は、その内容を契約書に記載する。

### (2) 譲渡制限特約について

譲渡制限特約は四約款共通で維持した上で、公共約款と民間約款(甲)・(乙)、下請約款でそれぞれ以下の事項を個々の建設工事の事情を考慮して選択して使用できる。

また、改正民法下でもこの規定の実効性を確保するため、譲渡制限特約に違反した場合、使途制限に違反した場合を無催告解除事由として、書類提出義務に違反した場合を催告解除事由として規定した。

発注者においては、工事の事情を考慮し、受注者が適正に建設工事を施工するために資金調達を行う必要があると認められる場合には、必要な部分の債権譲渡を承諾するなど、適切な運用が求められる。

#### <公共約款>

受注者が前払金の使用や部分払等によってもなお契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することが明らかになった時は、特段の理由がある場合を除き、発注者は請負代金債権の譲渡を認めなければならないこととした。

また、譲渡した場合は当該工事の施工以外にその資金を使用してはならないこととし、その使途について明らかにする書類を提出しなければならない項を選択することができる。

#### <民間(甲)・(乙)、下請>

上記の譲渡制限特約を維持する条項と下記の条項を選択して使用することとした。

「この契約の目的物に係る工事を実施するための資金調達を目的に請負代金債権を譲渡するとき（前払や部分払等を設定したものであるときは、前払や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することが明らかな場合に限る。）は、この限りではない。」こととし、資金調達目的の場合には譲渡を認める条文とし、譲渡した場合はその資金を当該工事の施工以外に使用してはならないこととした。

この場合に発注者は、必要があると認められるときは受注者に対し、適正に使用していることを明らかにする書類の提出などを求めることができる。

### (3) 著しく短い工期の禁止について

改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、以下の内容が規定された。

#### <公共約款>

契約変更を行う場合においても、工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

#### <民間（甲）・（乙）、下請>

発注者は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比べて著しく短い期間としてはならない。

### (4) 契約不適合責任について

改正民法において、「瑕疵」の文言が「種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの」に改められる。その場合の発注者の権利として履行の追完請求権と代金の減額請求権が定めされたことから、約款においてもこれに合わせた改正が行われた。

### (5) 発注者（元請負人）の契約解除権について

改正民法において、解除権については催告解除と無催告解除に分けて規定がされたことを踏まえて、約款においても発注者（元請負人）の解除権については催告解除と無催告解除に分けて規定された。

催告解除については改正民法同様、債務不履行の内容が軽微であるときは、契約を解除できないこととし、無催告解除については、民法に規定されている解除事由を約款においても規定された。また、改正民法において、完成後の契約解除を禁止する条項が削除されたことを踏まえ、約款において完成後の解除事由として、催告解除には「正当な理由なく、履行の追完がなされないとき」、無催告解除には「引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除去した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき」が追加された。

契約の解除について、その根拠が発注者（元請負人）の責めに帰すべき事由によるものであるときは、催告解除、無催告解除を規定した条文を根拠に契約を解除することはできないとした。

### (6) 受注者（下請負人）の契約解除権について

上記同様、改正民法にあわせて受注者（下請負人）の解除権についても催告解除と無催告解除に分けて規定が行われた。

催告解除については改正民法同様、債務不履行の内容が軽微であるときは、契約を解除できないとした。

契約の解除について、その根拠が受注者（下請負人）の責めに帰すべき事由によるものであるときは、催告解除、無催告解除を規定した契約を解除することはできないとした。

### (7) 解除に伴う措置について

契約の解除に伴う措置として、工事完成後の契約の解除については、受発注者（元・下）双方の協議により、解除に伴い生じる事項を処理することを規定した。

## (8) 発注者（元請負人）の損害賠償請求権について

発注者（元請負人）の損害賠償請求権について、完成後の契約解除、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときを追加した。

完成前の解除については、違約金の支払い（損害賠償の予定）とすることを引き続き規定した（公共・民間（甲））。

また、損害賠償請求の根拠が受注者（下請負人）の責めに帰すべき事由でないときは、発注者（元請負人）は損害賠償請求できないこととした。

## (9) 受注者（下請負人）の損害賠償請求権について

受注者（下請負人）の損害賠償請求権について、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときを追加した。

また、損害賠償請求の根拠が発注者（元請負人）の責めに帰すべき事由でないときは、受注者（下請負人）は損害賠償請求できないこととした。

## (10) 契約不適合責任の担保期間について

契約不適合の責任期間について、引き渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求・損害賠償の請求、代金減額の請求又は契約の解除（以下「請求等」という。）をすることはできないこととした。

設備機器本体（民間（甲）・（乙）には、室内の仕上げ・装飾、家具、植栽も例示）等の契約不適合については、上記にかかわらず、発注者（元請負人）が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者（下請負人）は責任を負わないこととし、一般的な注意の下で発見できなかつたものについては引渡しから1年が経過する日まで請求等をすることとした。

これらの請求等は、具体的な契約不適合の内容等、請求等の根拠を示して、発注者（元請負人）の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行うこととした。

また、上記の期間の終了直前に契約不適合を発見した発注者（元請負人）を保護するため、期間内にその旨を通知したときは、1年以内に請求等を行うことで期間内に請求等をしたとみなすこととした。

発注者（元請負人）が上記の請求等をした場合、当該請求等に係る契約不適合について、民法の消滅時効の範囲内でその他の必要と認められる請求等を行うことができることを明示した。

また、契約不適合が受注者（下請負人）の故意又は重過失によるものであるときは、これらの期間制限は適用しないこととした。

また、契約不適合が発注者（元請負人）又は監督員（監理者）の指示によるときは、発注者（元請負人）は契約不適合を理由に請求等を行うことができないこととした。

下記の約款の改正につきましては、国土交通省のホームページで随時情報が更新されますので、ご確認下さい。

- ・改正公共工事標準請負約款
- ・改正民間建設工事標準請負契約約款（甲）
- ・改正民間建設工事標準請負契約約款（乙）
- ・改正建設工事下請契約約款

【お問い合わせ先】国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 代表電話：03-5253-8111

# 建築物の石綿飛散防止対策の見直し 令和2年度にも関係省令の改正

今年の1月に厚生労働省の「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策検討会」において、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等に関する中間とりまとめが公表されました。

これは、石綿等が使用されている建築物の老朽化による解体等工事が今後も増加することが予想され、それに伴い一層の石綿ばく露防止対策の充実が求められている現状から進められているものです。

厚生労働省では報告書を取りまとめた後、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則の改正などを検討する方針です。

## 建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策の見直しのポイント

- (1) 建築物の解体・改修工事を開始する前には、石綿の使用の有無に関する調査（以下「事前調査」という。）を実施することが義務づけられているが、これを行う者は、一定の講習を修了した者、又はそれと同等以上の知識・経験を有する者でなければならないこととする。  
事前調査については、必ず現地調査を行わなければならない。また、外観からでは目視で直接確認できない部分を含め、解体改修工事に関わる全ての部位を調査しなければならないこととする。工事着工後に調査が必要な建材が見つかった場合、再度調査を行う必要がある。
- (2) 事前調査における石綿の分析を行う者は、一定の講習を修了した者、又はそれと同等以上の知識・経験を有する者でなければならないこととする。
- (3) 事前調査結果は、一定の期間保存しなければならないこととする。解体等の作業を行う労働者が石綿含有建材の場所等の詳細情報を共有し具体的に確認できるよう、事前調査結果を現場に備え付けなければならないこととすること。
- (4) 事前調査の適切な実施を促すとともに、行政が解体・改修工事を把握し、必要な指導等が行えるよう一戸建て住宅も含めて解体工事の大部分を対象とし、石綿障害予防規則において既存の届出に加え、以下の基準に該当する工事は石綿の含有に関わりなくあらかじめ労働基準監督署に届出なければならないこととする。

### 〈届出が必要な工事の基準〉

- a 解体工事部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事
- b 請負金額が100万円以上である建築物の改修工事
- (5) 隔離が義務付けられている吹付石綿、石綿含有保溫材等の除去作業においては除去が完了したことを見認しなければ、隔離を解いてはならないこととする。
- (6) 石綿等の除去作業を行う場合に作成することが義務付けられている作業計画に基づく作業状況について、写真等により記録を作成し、一定期間保存しなければならないこととする。
- (7) 今後国において、建築建材等の種類、解体作業等の種類ごとに作業環境測定の結果をまとめ公表し、これらを参考にして、各作業におけるリスクの把握、必要な呼吸保護具の選定等を行うことを促進すること。

【照会先】厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 代表電話 03-5253-1111

# 建設業法違反通報窓口 駆け込みホットライン

建設業に関する法令違反行為の通報を受け付ける、「駆け込みホットライン」のメールアドレスが変更となりました。

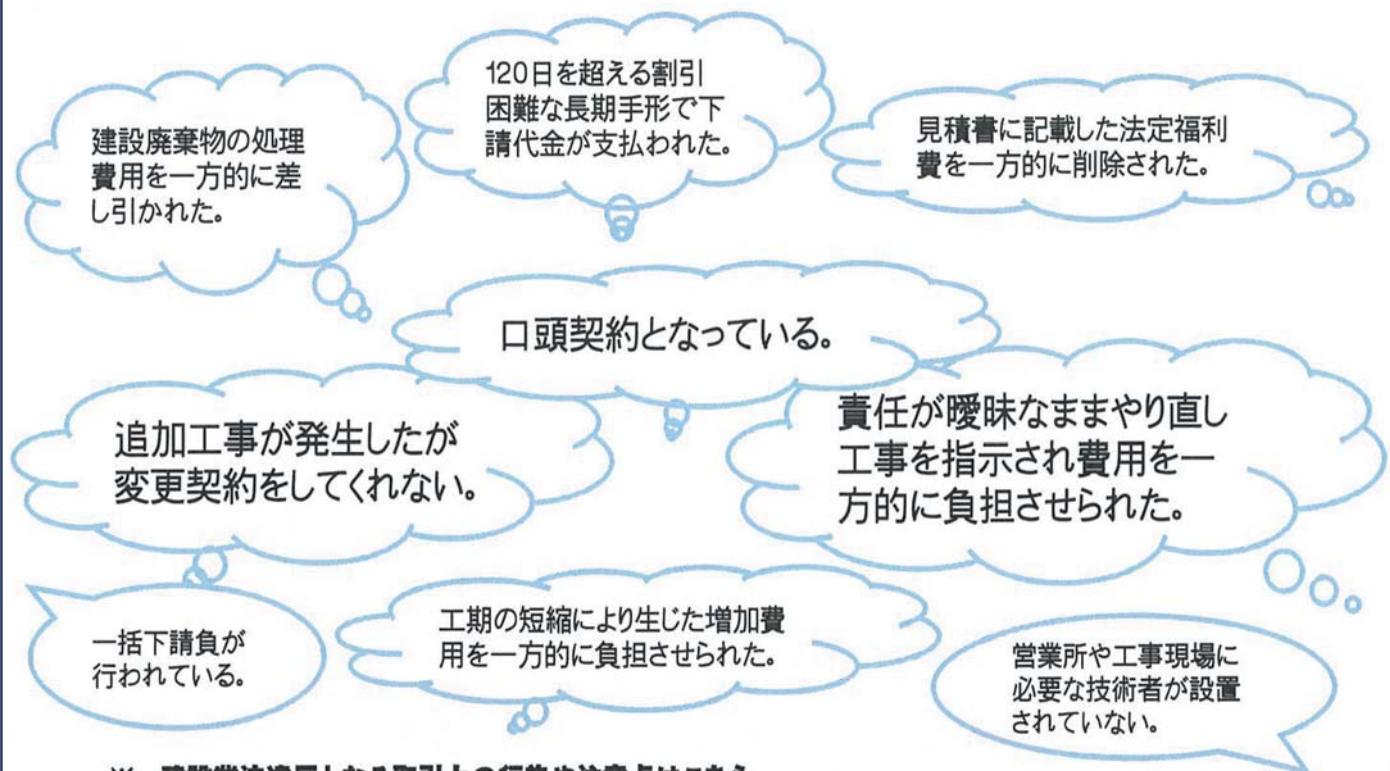
電 話 0570-018-240（ナビダイヤル）

受付時間 10:00~12:00／13:30~17:00（日・祝祭日・閉庁日を除く）

F A X 0570-018-241

新メールアドレス : hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

## 「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例



※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら

建設業法令遵守ガイドライン

検索

## 「駆け込みホットライン」とは・・・

- 主に、国土交通省大臣の許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の情報（通報）を受け付ける窓口です。
- 各地方整備局等の建設業の許可行政部局に設置した「建設業法令遵守推進本部」の通報窓口につながります。
- 寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等が行われ、違反行為があれば監督処分等により厳正に対処されます。
- 法令違反情報は、通報された方に不利益が生じないように取り扱われます。